Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｐ　：別表６のうちＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ’1：別表６のうちＡ又はＢに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）
Ｐ’2：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）（キロ程適用日からに限る。）
Ｐ’3：別表６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）
Ｕ　：軽自動車等については1,000、普通車については2,000（単位：円）。
ただし、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の一部に当該区間を含む場合は、軽自動車等については2,000、普通車については4,000（ＥＴＣ車は、軽自動車等については2,000、普通車については2,500。）とする。（キロ程適用日からに限る。）（単位：円）

㈣　普通区間等の料金を合算する特例

ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）については、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行（最初に通行した日から連続する３日以内の通行に限る。東日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に⑫イに定める日が含まれる場合を除く。）に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額が㈠の表に定める額を超える場合は、これを㈠の表に定める額とする（ただし、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に本割引が適用され、当該区間を含む通行をする場合は、㈠の表に定める額を軽自動車等2,000、普通車2,500とする。キロ程適用日の前日までに限る。）。

Ａ　㈠の定めにより算出した本割引適用後の料金の額
Ｂ　㈡の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。
ａＬＲｔ＋Ｐ
※ただし、上記式において、ａＬＲｔに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。
ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
Ｐ　：別表６のうちＤに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）
Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合（道央自動車道又は札樽自動車道を含み、かつ、それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合（キロ程適用日の前日までに限る。）。
道東自動車道を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ（道東自動車道のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
道東自動車道を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
東北自動車道と関越自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと関越自動車道の練馬インターチェンジを経由して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）。
東北自動車道と常磐自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東関東自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と京葉道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までに東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と常磐自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東関東自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。